

京都市立小学校条例等の一部を改正する条例（平成17年9月1日京都市条例第16号）

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課及び教育委員会事務局総務部調査課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い、次のとおり京都市立桂徳小学校、京都市立桂川小学校、京都市立松尾中学校及び京都市桂川地域体育館の位置の表示を変更することとしました。

| 名 称 | 改 正 前 | 改 正 後 |
|------------|-------------------|------------------|
| 京都市立桂徳小学校 | 京都市西京区桂徳大寺町25番地の1 | 京都市西京区桂徳大寺南町2番地 |
| 京都市立桂川小学校 | 京都市西京区桂上野西町40番地 | 京都市西京区桂上野西町274番地 |
| 京都市立松尾中学校 | 京都市西京区松室中溝町17番地の1 | 京都市西京区松室中溝町101番地 |
| 京都市桂川地域体育館 | 京都市西京区上桂今井町7番地 | 京都市西京区上桂今井町131番地 |

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市立小学校条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成17年9月1日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第16号

京都市立小学校条例等の一部を改正する条例

(京都市立小学校条例の一部改正)

第1条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市西京区桂徳大寺町25番地の1」を「京都市西京区桂徳大寺南町2番地」に、「京都市西京区桂上野西町40番地」を「京都市西京区桂上野西町274番地」に改める。

(京都市立中学校条例の一部改正)

第2条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市西京区松室中溝町17番地の1」を「京都市西京区松室中溝町101番地」に改める。

(京都市地域体育館条例の一部改正)

第3条 京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市桂川地域体育館の項中「京都市西京区上桂今井町7番地」を「京都市西京区上桂今井町131番地」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課及び教育委員会事務局総務部調査課)